

「(仮称)第六次多摩市総合計画」改定方針

1 趣旨

平成23年10月に第五次多摩市総合計画を策定し、将来都市像「みんなが笑顔 いのちにぎわうまち 多摩」を目指し、「市民主権による新しい地域社会の創造」、「豊かなまちを次代へ継承」、「自立的な都市経営」の3つをまちづくりの基本理念として設定して、6つの目指すまちの姿の実現に向けた取組みを進めてきました。計画策定中だった平成23年3月11日には、東日本大震災が発生し、経済的に大きな影響を受けるとともに、防災体制や環境を大切にするまちづくりにおいても大きな転換を求められました。

平成24年3月には「新生 TAMA・行財政刷新プログラム」を策定し、将来世代に引き継ぐ持続可能な財政構造、経営と協働の視点に立った行財政運営、公共施設等のマネジメントの3つを改革の柱として、第五次多摩市総合計画の推進を下支えする役割を示しました。また、公共施設等のマネジメントについては、平成25年11月に「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定し、取組みを進めてきました。

その後、第五次多摩市総合計画は、第2期基本計画で「健幸都市・多摩の創造」「市民がデザインするまち・多摩の創造」「発信！未来へつなぐまち・多摩」の3つの取り組みの方向性のもとに、持続可能なまちづくりを推進し、第3期基本計画では、第2期基本計画で3つの取り組みの方向性の1つとして位置づけた健幸まちづくりを、計画の基盤となる考え方に位置づけ、「超高齢社会への挑戦」「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」の3つの重点課題に取り組むことで、誰もが健康で幸せな生活を送ることができるまちの実現に向けて取り組んできました。

多摩市は、昨年11月1日、市制施行50周年を迎えました。この4年間は、次の50年に向けて新たなスタートを切る節目となります。

第五次総合計画をスタートさせた平成22年度当時とは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、社会情勢、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。

地球規模の課題である気候変動問題への対策、本市でも進行している少子化、高齢化へ対応していくための健幸都市、地域共生社会の実現など、本市を取り巻く多くの課題に長期的に取り組むための基本的なビジョン、目指すべき将来の本市の姿、これを達成するために推進する政策・施策の基本的な方向性などを改めて見直していく必要があります。

そこで本年度から、総合計画の改定に着手し、SDGsやカーボンハーフの目標年度である2030年度を見据え、新たな基本構想（長期ビジョン）をつくり、そのもとに基本計画（前期計画）を策定します。

今回の総合計画の改定にあたっては、ニューノーマル（新しい日常・創造）の時代を見据えるとともに、長期的な視点を持ちつつ、刻々と変わる時代や社会情勢に対応可能なつくりをしていきます。

2 計画の構成と期間

(仮称) 第六次多摩市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の2層で構成します。

(1) 基本構想（長期ビジョン）

期間：令和5（2023）年度から14（2032）年度までの10年間

概要：長期的な視点を持ちつつ、刻々と変わる時代や社会情勢に対応可能なつくりにするため、令和14（2032）年度を目標年次とし、まちづくりの基本理念のもと多摩市の将来都市像や目指すまちの姿等を示します。

(2) 基本計画

期間：令和5（2023）年度から14（2032）年度までの10年間とします。また、計画の実効性を確保するため、令和8年度から改定に入ります。

概要：「目指すまちの姿」を実現していくための政策、施策、市民と行政の役割等を示します。また、達成状況を把握するための成果指標と数値目標を設定します。



3 基本的な考え方

次の基本的な考え方に基づき改定します。

2030年度はSDGsやカーボンハーフの目標年度であることから、本市としても、この目標達成に向けた取組みを推進していきます。

(1) 基本構想

長期的な展望に立ったまちづくりの基本理念や将来都市像、目指すまちの姿を明らかにするとともに、第五次多摩市総合計画第3期基本計画とこれまでの取組みを踏まえ、市民とともにまちづくりを推進していくための指針となる基本構想とします。

(2) 基本計画

ア 基本構想における将来都市像の実現を目指した改定

基本構想に掲げた将来都市像を実現するうえで、必要となる施策の立案、この10年間で解決すべき課題や具体的に取り組むべき事項を明らかにし、実効性の高い計画とします。

イ 社会のあり方の変化を捉えた改定

- ① 地球温暖化をはじめとする気候変動問題への対策は、全地球の国境を越えたグローバルな最重要課題として、私たち一人ひとりが意識を変え、行動変容を起こさなければなりません。子どもたちの未来を守るためにも、この問題には最優先課題として取り組み、本市を環境共生型都市にしていくことを目指します。
- ② これまで、全庁をあげ、また、まちぐるみで取り組んできた健幸まちづくりは、将来にわたって持続可能な多摩市をつくっていくための基本政策です。さらに進行していく少子化がもたらす人口減少社会、後期高齢者の割合が増加する超高齢社会を見据えて、誰もが健康で幸せな日々を過ごせるまち（健幸都市）づくりをさらに前進させ、コミュニティの力を醸成し、人と人とがつながりあい、支えあう地域社会（地域共生社会）の実現を目指します。
- ③ 高齢者、障がい者、子ども、女性、性的マイノリティ、生活困窮者など、社会的弱者といわれる人たちをはじめ、誰一人取り残さない地域社会を築くための取り組みを進めてきました。これまでの成果としての条例や制度などに基づいて、具体的な施策や事業を展開していくとともに、ひきこもりや、不登校、貧困、ヤングケアラー等、生きづらさを抱えた子ども・若者からの相談体制の充実や救済制度の創設についても取り組み、当事者の皆さんにとって住みやすいまちづくり、すべての人にとって、住みやすく暮らしやすい多摩市の実現を目指します。
- ④ ニューノーマル時代を見据えて、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を進めていく必要があります。本市としては、市民の利便性の向上を図る「くらしのDX」、デジタルで業務改革を図る「行政事務のDX」の2面で推進していきます。その土台には「ひとにやさしいデジタル化」の視点をもちながら、それぞれの取り組みを計画的に実行することで、行政サービスの向上、業務の効率化を図ります。
- ⑤ 感染予防、感染拡大予防のための対策、在宅療養者への支援策、影響を大きく受けている市民や事業者への支援策、コロナによって大きく変化したニューノーマルに対応していくための取り組みなど、今後も新型コロナウイルス感染症に関連する様々な対策に取り組むことで、市民の命を守っていきます。

加えて、「第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「多摩市国土強靱化地域計画」を次期総合計画と一体化させることで、より効果的な産業振興や魅力あるまちづくり、大規模自然災害への対策を進めていきます。

(3) 市民とともにつくる計画

新たな政策課題が数多く発生し、行政だけでは課題解決を図ることが難しい状況にあり、まちづくりを進める前提が日々変化していることから、これらに対応したまちづくりが求められています。そうしたことから、これまでの取組みの成果と蓄積された市民・地域の力を積極的に市政に反映させる総合計画とする必要があります。「市民とともにつくる計画」という意識のもと、市民参画のプロセスを質・量ともに深化させ、市民・地域と行政とが一体となって総合計画改定に取り組みます。

(4) 総合計画の推進に向けて

総合計画を推進するための取組みとして、行財政運営手法のさらなる転換、公共施設等のマネジメント、内部改革の推進などに引き続き取り組み、持続可能な行財政運営を進めていきます。さらに、行政だけでは課題解決を図ることが難しい状況を踏まえ、行政による政策・施策の評価だけではなく、市民・地域と一緒に挙る課題解決に向けた取組みや組織横断的な取組みに対する評価も含め、PDCA サイクルを念頭に置き、成果指標を盛り込んだ、効果の検証が可能な総合計画とします。

(5) 将来展望人口（目指すべき将来人口）

本市では、若い世代の流入と出生の増加を目指す目的で、定住促進や雇用の増加、子育て等の施策を戦略的に展開する「第2期多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月）」を策定しており、国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計及び内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の人口推計を引用した想定人口に、出生率の上昇と社会増の要素を加えた将来展望人口を算出しています。

本総合計画においては、この将来展望人口の実現に向けて、各政策・施策を推進します。

4 改定体制

(1) 市民参画

① 市民ワークショップ

本改定では、基本構想及び基本計画の素案作成の段階から、多くの市民に関心を持っていただき、多様な市民の意見を反映させるため、市民ワークショップを開催します。

② パブリックコメント

基本構想と基本計画の原案の段階で、たま広報、公式ホームページ等で趣旨・内容等を公表し、市民からの意見を募集します。市民から寄せられた意見を考慮して、原案を決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表します。

③ 市民説明会

基本構想と基本計画の原案の段階で、概要や今後の進め方等について説明し、意見を伺うため、開催する予定です。

④ アンケート調査

将来の多摩市を担う若者世代からの意見を反映させるため、中学生・高校生を対象としたアンケートを実施します。

また、市内で活動しているNPO等の団体に対し、まちづくりにおける取組みや課題について意見を求めるため、アンケートを実施します。

そのほか、各部署が事業を通じて有している、ネットワークや既存の協議会、連絡会等と活用し、子ども、女性、若者、地域等、多様な世代の市民から広く意見を収集するため、アンケートを実施します。

(2) 庁外組織

① 多摩市総合計画審議会

多摩市総合計画審議会条例第4条に基づき、審議会委員15人のうち、7人以内を市民委員とする（ほか、学識経験者5人以内、行政委員会3人以内）。市民委員のうち、公募による募集人員は2人以内とします。多摩市総合計画審議会では、市長の諮問に応じ、計画の改定に関し、必要な調査及び審議をし、答申します。

審議会条例では、委員の任期が1年となっていることから、基本構想・基本計画ごとに審議会を設置するが、委員の再任は妨げないと規定しています。

(3) 庁内組織

① 策定委員会

多摩市総合計画策定委員会設置規定に基づき設置し、計画を改定するために必要な事項を調査、審議及び調整し、基本構想・基本計画の改定案を決定します。市長、副市長、教育長、下水道事業管理者、部長級職員及び課長級職員をもって組織します。

② 専門委員会

多摩市総合計画策定委員会設置規定では、副市長、教育長、下水道事業管理者、部長級職員及び課長級職員をもって構成する策定委員会に専門委員会を置くこととされており、専門委員会において具体的な案を作成します。なお、各施策の検討は、実際の事業に直接携わり、調整を行う立場である課長級職員の積極的な参画を想定しながら進めていきます。

(4) 市議会

基本構想については議会の議決を経て改定します。基本計画については全員協議会で議論します。また、計画改定の進捗にあわせ、適宜検討状況を報告します。

5 改定スケジュール

令和4年度：総合計画審議会での基本構想審議、基本構想の議決、基本計画等の検討

令和5年度：総合計画審議会での基本計画審議、基本計画決定